

知多北部広域連合職員の臨時的任用に関する規則

(令和2年3月5日 規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。

- (1) 当該職に採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

(臨時的任用の期間)

第3条 臨時的任用の期間は、その任用を行った日から6月を超えることができない。

- 2 臨時的任用は、6月を限って更新をすることができる。
- 3 臨時的任用は、いかなる場合においても、再度更新をすることができない。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。